

# 十分な観察授業であったはずなのに、不当な研修再開はただちにやめろ！！

勝ち取る会ニュース No.10

2018年11月26日発行



原告の府中市小学校A教諭は8月に手術を受け、しばらく入院・療養をしていました。9月18日からは所属校に勤務しています。

勤務3日目に研修再開認定のための観察授業をするように指示されました。A教諭は復帰間もなかったが、すぐに指導案作成にとりかかり一生懸命授業計画を立て、10月11日に研究授業を行いました。

努力の甲斐あって、授業の評価は「子どもの関心・意欲を高めることができた」と学習意欲が最後まで高かったと指導力は向上したと、校長が作成した紙面に述べられています。

しかし、その成果を打ち消すような些細なことを課題としても取り上げていました。そこで指導力不足教員の研修の再開を言い渡されました。

校長の言い分ではエクセレント（最もすばらしい）な授業でないとは解除は認められないとのこと。エクセレントな授業は通常ありえませんか。どんな教

師においても、100点満点の授業などなく、必ず課題となるところがあります。そう考えるとはじめから研修再開は決まっていたのです。

研究授業は研修再開を行うため、規定にのっとって行なわれました。どんなに良い授業をしても研修をうけなければならぬという不当な扱いです。

このことで、この制度の運用が、本来の目的である復帰のための研修ではないことがよく分かります。都教委が行っているこの制度は不当です。

復帰を目的とした制度・研修であることを強く望みます。一日も早く担任としての職場復帰のためこれからも闘い続けます。みなさまのご支援をよろしく願います。

Aさんは誰が担任しても大変と言われる学級を、「来年もこの学級でいたい」という声があがるような学級経営をしてきました。

ところがAさんは、校長の判断で「指導力不足教員」として申請され、週4日「指導改善研修」を受けています。この研修は職場復帰への道を開くのではなく、免職へ導く研修です。そのため指導力不足教員の申請・認定が不当であるとして東京地裁立川支部に校長・市教委・都教委・研修センターの対応を提訴しました。

裁判では被告の認定理由が曖昧だったり、事実誤認であったり指導力不足の理由にならないものばかりがだされています。

Aさんの原告現場復帰を望む声は同僚からもあがっています。子どもからも分かり易い授業との声もあります。

公正な裁判を望む署名も現在一万筆余り寄せられています。

これからも指導力不足教員の認定が不当なこと、この制度が問題であることを明らかにしていきます。Aさんの一日も早い職場復帰を勝ち取れることを目指します。

## 進行協議（東京地裁立川支部）がありました。

十月十二日、五階会議室で進行協議がありました。裁判官、原告弁護士、被告弁護士で今後の進め方を協議しました。

原告弁護士は録画データの提出を要求しますが、かたくなに被告側は拒否します。そこで裁判官は被告側に準備書面や陳述書に挙げている観察授業での根拠となるところの画像（写真データとして）を提出することを提案しました。しかし、被告側がそれに応じるかはわかりません。

次回の進行協議は一二月一日（月）です。

次回の口頭弁論の期日はまだ決まってません。

年会費及びカンパのご支援をお願いします。みなさんのご支援が必要です。協力をよろしく願います。

## 最大の結集で市教委に圧力を！！

### 府中市小学校教員の職場復帰を勝ち取る会 学習交流会

日時 2018年12月22日(土)  
13:30～15:30

場所 府中市民活動センター  
プラッツ第2会議室  
(ル・シーニュ6F)



### 【 学習会の内容 】

講演 橋詰弁護士(三多摩法律事務所)  
経過報告  
連帯のあいさつ  
意見交流

交流会終了後、府中駅での駅頭宣伝を予定しています。

事務局〒185-0034 国分寺光町 1-40-12

東京都教職員組合北多摩西教育会館内

『府中市小学校教員の職場復帰を勝ち取る会』

Tel :042-576-1161 Fax:042-575-0529